

# 有報でのROEの計算方法

制度調査部

吉井 一洋

## 新株予約権、少数株主持分は分母から控除

### 【要約】

金融庁は、2006年2月24日に財務諸表等規則や開示府令を改正する内閣府令案を公表した。

新会社法施行日以後に適用される純資産会計基準では、貸借対照表上の資本の定義が大きく変更している。これに伴いROEや自己資本比率などの計算方法がどのように変わるか注目されていた。

開示府令(案)では、有価証券報告書等においては、新貸借対照表上の「純資産」から新株予約権、少数株主持分を控除した額に基づいて、ROEや自己資本比率を算出することを提案している。

金融庁は3月10日までコメントを集め、さらに検討を行う。新会社法施行日からの適用を予定している。

### 1. はじめに

金融庁は2006年2月24日に、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、企業内容等の開示に関する内閣府令その他の内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)の公表について」を公表し、3月10日までコメントを募集した。

これらは、ストック・オプションの新会計基準、貸借対照表の純資産の表示に関する会計基準、新会社法に関連する新会計基準の設定に併せて、財務諸表に表示すべき科目や表示方法及び注記の内容、有価証券届出書・有価証券報告書等の開示書類での具体的な開示内容を改正するものである。

貸借対照表では、貸借対照表の純資産の表示に関する会計基準(純資産会計基準)の設定に併せて、「資本の部」は廃止され、資産・負債の差額は「純資産の部」として表示される。「純資産の部」の内訳は「株主資本」、「評価・換算差額等」、「新株予約権」、「少数株主持分」となる。

有価証券届出書、有価証券報告書では、自己資本利益率(ROE)、自己資本比率、1株当たり純資産(BPS)を、「主要な経営指標等の推移」の中で開示している。(半期報告書では、自己資本利益率(ROE)は、開示対象に含まれていない。)

金融庁の開示府令案では、純資産会計基準の設定により純資産の定義が変わったことを受け、自己資本利益率(ROE)や自己資本比率の計算方法を変更している。「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」の改正に伴い、1株当たり純資産(BPS)の計算方法も変更している。

### 2. 計算方法

具体的な算式は、図表1のとおりである。

図表1 ROE、自己資本比率及びBPSの算定方法新旧比較

		改正案	現行(改正前)
ROE (自己資本利益率)	連結	$ROE = \frac{\text{当期純利益}}{\text{純資産} - \text{新株予約権} - \text{少数株主持分}}$ (注)分母は期中平均による。	$ROE = \frac{\text{当期純利益}}{\text{純資産}^1}$ (注)分母は期中平均による。
	個別	$ROE = \frac{\text{当期純利益}}{\text{純資産} - \text{新株予約権}}$ (注)分母は期中平均による。	$ROE = \frac{\text{当期純利益}}{\text{純資産}^2}$ (注)分母は期中平均による。
自己資本比率	連結	$\text{自己資本比率} = \frac{\text{純資産} - \text{新株予約権} - \text{少数株主持分}}{\text{総資産}}$	$\text{自己資本比率} = \frac{\text{純資産}^1}{\text{総資産}}$
	個別	$\text{自己資本比率} = \frac{\text{純資産} - \text{新株予約権}}{\text{総資産}}$	$\text{自己資本比率} = \frac{\text{純資産}^2}{\text{総資産}}$
BPS (1株あたり純資産)	連結	$BPS = \frac{\text{純資産} - (\sim)}{\text{発行済株式数}^3}$ 新株式申込証拠金 自己株式申込証拠金 普通株式よりも配当請求権または 残余財産分配請求権が優先的な株 式の払込金額(当該優先的な株式に 係る資本金及び資本剰余金の合計 額) 当該会計期間に係る剰余金の配当 であって普通株主に関連しない金 額 <sup>4</sup> 新株予約権 少数株主持分	$BPS = \frac{\text{純資産}^1 - (\sim)}{\text{発行済株式数}^3}$ 新株式申込証拠金 自己株式申込証拠金 普通株式よりも利益配当請 求権または残余財産分配請 求権が優先的な株式の発行 金額(当該優先的な株式に 係る資本金及び資本剰余金 の合計額) 当期に係る利益処分による 社外流出額項目であって普 通株主に関連しない金額 <sup>4</sup>
	個別	$BPS = \frac{\text{純資産} - (\sim)}{\text{発行済株式総数}^3}$ 新株式申込証拠金 自己株式申込証拠金 普通株式よりも配当請求権または 残余財産分配請求権が優先的な株 式の払込金額(当該優先的な株式に 係る資本金及び資本剰余金の合計 額) 当該会計期間に係る剰余金の配当 であって普通株主に関連しない金 額 <sup>4</sup> 新株予約権	$BPS = \frac{\text{純資産}^2 - (\sim)}{\text{発行済株式総数}^3}$ 新株式申込証拠金 自己株式申込証拠金 普通株式よりも利益配当請 求権または残余財産分配請 求権が優先的な株式の発行 金額(当該優先的な株式に 係る資本金及び資本剰余金 の合計額) 当期に係る利益処分による 社外流出額項目であって普 通株主に関連しない金額 <sup>4</sup>

- 1 当該純資産は「資本の部」であり、繰延ヘッジ損益、新株予約権、少数株主持分は含まない。
- 2 当該純資産は「資本の部」であり、繰延ヘッジ損益、新株予約権は含まない。
- 3 普通株式の期末の発行済株式数から期末の普通株式の自己株式数を控除する。
- 4 改正前は役員賞与を控除していたが、企業会計基準第4号により、役員賞与は対象事業年度において費用計上されることになったため、改正後は特に控除する必要は無くなった。

改正後の貸借対照表上の純資産には、「株主資本」、「評価・換算差額等」、「新株予約権」、「少数株主持分」が含まれる。しかし、ROEや自己資本比率等の計算における純資産は「新株予約権」や「少数株主持分」を含まず、「株主資本」と「評価・換算差額等」からなる。評価・換算差額等には、新たに繰延ヘッジ損益が加わっている。一方、改正前は貸借対照表上の「純資産」とROEや自己資本比率計算上の「純資産」とに差は無い。

したがって、図表1の算式の純資産を比較すると、改正後の純資産は改正前の純資産額に繰延ヘッジ損益(税効果相当額控除後)を、プラスの場合は加算した分だけ増加、マイナスの場合は減算した分だけ減少していることになる。

### 3. 計算例

図表2の会社の連結上の当期純利益(少数株主損益控除後)が50億円であったとする。

図表2 連結貸借対照表 (単位:億円)

改正後の連結貸借対照表		改正前の連結貸借対照表	
<b>負債の部</b>		<b>負債の部</b>	
.....		繰延ヘッジ利益 <sup>4</sup>	30
繰延税金負債(増加分)	12 <sup>1</sup>	新株予約権	15
<b>負債の部の合計</b>	<b>567<sup>2</sup></b>	<b>負債の部の合計</b>	<b>600</b>
<b>純資産の部</b>		<b>少数株主持分</b>	
		60	
<b>株主資本</b>		<b>資本の部</b>	
1. 資本金	140	・ 資本金	140
2. 資本剰余金	110	・ 資本剰余金	110
3. 利益剰余金	180	・ 利益剰余金	180
4. 自己株式	30		
<b>株主資本合計</b>	<b>400</b>		
<b>評価・換算差額</b>		<b>その他有価証券評価差額金</b>	
1. その他有価証券評価差額金	30		30
2. 繰延ヘッジ損益 <sup>3</sup>	18		
3. 土地再評価差額金	15	・ 土地再評価差額金	15
4. 為替換算調整勘定	15	・ 為替換算調整勘定	15
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>78</b>		
・ 新株予約権	15		
・ 少数株主持分	60		
<b>純資産合計</b>	<b>553</b>	・ 自己株式	30
		<b>資本合計</b>	<b>460</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,120</b>	<b>負債、少数株主持分及び資本合計</b>	<b>1,120</b>

1 繰延ヘッジ利益の税効果相当額

2 567 = 負債600 - 繰延ヘッジ利益30 - 新株予約権15 + 繰延税金負債(増加額)12

3 税効果相当額12を控除後の金額

4 税効果会計不適用

(出所)新基準・適用指針に基づいて、大和総研制度調査部が作成

この場合、連結ROEは現行の開示府令に従えば、10.9%となる。なお、分母の純資産は本来は期中平均によるのが妥当だが、ここでは簡略化のため、図表2の数値を平均せずにそのまま用いている。

$$ROE = 50 \text{ 億円} \div 460 \text{ 億円(資本の部)} = 10.9\%$$

一方、新しい開示府令案に従って計算すると次のようになる。

$$ROE = 50 \text{ 億円} \div (400 \text{ 億円} + 78 \text{ 億円}) = 10.5\%$$

自己資本比率は、現行の開示府令では次のとおりになる。

$$\begin{aligned} \text{現行の自己資本比率} &= \text{資本の部 } 460 \text{ 億円} \div \text{総資産 } 1,120 \text{ 億円(負債、少数株主持分及び資本合計と同額)} \\ &= 41.1\% \end{aligned}$$

新しい開示府令案では次のようになる。

$$\begin{aligned} \text{自己資本比率} &= \text{純資産(400億円 + 78億円)} \div 1,120 \text{ 億円(負債純資産合計と同額)} \\ &= 42.7\% \end{aligned}$$

#### 4. 適用時期

改正内閣府令案のうち、有価証券報告書等の開示内容を定める開示府令案については、新会社法施行日(2006年5月予定)から適用される予定である。